

【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、令和2年中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F設備	平成18年4月12日	1,000株	3,300,000円	令和2年3月16日	37,000円	3,700,000円
G出版	平成18年7月7日	1,000株	2,500,000円	令和2年5月11日	13,000円	1,300,000円
H食品	平成18年12月15日	1,000株	1,400,000円	令和2年11月9日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I建材	平成16年4月5日	10,000株	500,000円	令和2年9月7日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、②面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を②面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を②面から転記してください。

②面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

（この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]の「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。）

住所（前住所） C市△△町3-16-4 フリガナ 氏名 カナザワ ジロウ 金沢 二郎
電話番号（連絡先） ×××-△△△-〇〇〇〇 職業 無職 関与税理士名（電 話）
※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000
その他の収入 ②		
小計 ①+② ③	700,000	5,700,000
取得費（取得価額） ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
小計 ④+⑤+⑥の計 ⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください） ⑧		
差引金額 ③-⑦-⑧ ⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） ⑩		
所得金額 ⑨-⑩ ⑪	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3） ⑫		
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪-⑫） ⑬	200,000	

（注） 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

特別適用条文 措置 条の 措置 条の

整理番号 (令和2年分以降)

【事例3】の解説

○ あなたがお売りになった株式のうち、F設備、G出版、H食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していないI建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額
（一般株式等）	700,000円	500,000円	200,000円
（上場株式等）	5,700,000円	7,257,000円	△1,557,000円

損益の通算は不可

○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、20ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和2年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和2年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（1面上部）

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所又は事業所等 C市△△町3-16-4 フリガナ 氏名 カナザワ ジロウ 金沢 二郎

確定申告書付表（1面下部）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

	金額
上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の⑪欄の「上場株式等」の⑪欄の金額	1,557,000
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪欄の「上場株式等」の⑪欄の金額）	1,557,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	1,557,000

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）による損失の金額をいいます。

確定申告書付表（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

	金額
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④）	1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-⑤）	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額（③-⑤）	1,557,000

※ ③欄の金額は、①欄の金額に②欄の金額を加算した金額をいいます。④欄の金額は、⑥欄の金額に⑦欄の金額を加算した金額をいいます。⑤欄の金額は、⑧欄の金額に⑨欄の金額を加算した金額をいいます。

確定申告書付表（2面上部）

生じた年 損失の金額

生じた年	損失の金額	繰越損失の金額	繰越損失の金額
本年分	1,557,000		
前年分			
令和2年分			
令和3年分			
令和4年分			
令和5年分			
令和6年分			
令和7年分			
令和8年分			
令和9年分			
令和10年分			
令和11年分			
令和12年分			
令和13年分			
令和14年分			
令和15年分			
令和16年分			
令和17年分			
令和18年分			
令和19年分			
令和20年分			
令和21年分			
令和22年分			
令和23年分			
令和24年分			
令和25年分			
令和26年分			
令和27年分			
令和28年分			
令和29年分			
令和30年分			
令和31年分			
令和32年分			
令和33年分			
令和34年分			
令和35年分			
令和36年分			
令和37年分			
令和38年分			
令和39年分			
令和40年分			
令和41年分			
令和42年分			
令和43年分			
令和44年分			
令和45年分			
令和46年分			
令和47年分			
令和48年分			
令和49年分			
令和50年分			
令和51年分			
令和52年分			
令和53年分			
令和54年分			
令和55年分			
令和56年分			
令和57年分			
令和58年分			
令和59年分			
令和60年分			
令和61年分			
令和62年分			
令和63年分			
令和64年分			
令和65年分			
令和66年分			
令和67年分			
令和68年分			
令和69年分			
令和70年分			
令和71年分			
令和72年分			
令和73年分			
令和74年分			
令和75年分			
令和76年分			
令和77年分			
令和78年分			
令和79年分			
令和80年分			
令和81年分			
令和82年分			
令和83年分			
令和84年分			
令和85年分			
令和86年分			
令和87年分			
令和88年分			
令和89年分			
令和90年分			
令和91年分			
令和92年分			
令和93年分			
令和94年分			
令和95年分			
令和96年分			
令和97年分			
令和98年分			
令和99年分			
令和100年分			

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)

1,557,000

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。
① 申告年分（「令和__年分」の空欄に「2」と書きます。）
② 住所（事業所などを含みます。）、氏名

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の1(1)※をご覧ください。

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。⑪欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書き入りますので、この事例では記入の必要はありません。